

# 三原市公衆無線 LAN 環境整備事業公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

避難所開設時における情報収集手段の多様化，市民活動・地域活動におけるデジタル活用支援の促進等を図るため，市内公共施設に公衆無線 LAN を整備することとし，公募型プロポーザル方式により，本事業に最も適した事業者を選定する。

## 2 事業概要

- (1) 事業名称 三原市公衆無線 LAN 環境整備事業
- (2) 予定額 ¥36,400,000- (運用費用除く)
- (3) 事業内容 「三原市公衆無線 LAN 環境整備事業仕様書」に記載のとおり
- (4) 履行場所 三原市港町三丁目 5 番 1 号 三原市役所及び三原市が指定する場所
- (5) 履行期間
  - ア 構築 令和 5 年 3 月 31 日まで
  - イ 運用 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで (予定, 60 か月間)
  - ウ 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 234 条の 3 に基づく長期継続契約とする

※ 1 運用開始日は令和 5 年 4 月 1 日を想定するが，可能な限りの前倒しを希望しており，詳細は発注者・受注者協議により決定する。

## 3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても，建設業者等指名除外要綱 (平成 17 年三原市要綱第 204 号) の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても，会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び三原市税を滞納していない者であること。(三原市への納税義務がない場合は三原市税に関するものは除外する。)

## 4 スケジュール

質問書の提出期限	令和 4 年 8 月 16 日 (火) 17 時 00 分
参加表明書の提出期限	令和 4 年 8 月 19 日 (金) 17 時 15 分
企画提案書の提出期限	令和 4 年 8 月 29 日 (月) 17 時 15 分
ヒアリング (オンライン)	令和 4 年 9 月 2 日 (金) 午後 予定
選定結果通知	令和 4 年 9 月 予定
契約締結	令和 4 年 9 月 予定

※ 現時点の予定であり，今後変更する場合がある。

## 5 質問及び回答

当プロポーザルの実施に関し、不明な点がある場合は、次の方法により質問を受け付ける。

(1) 提出期限

令和4年8月16日(火) 17時まで【必着】

(2) 提出先

「9 書類提出及び問合せ先」に同じ。

(3) 提出方法

質問書(様式第1号)に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールで提出すること。

(4) 回答方法

全ての質問事項及び回答内容を三原市ホームページ上に掲載するとともに、質問者に対して、掲載した旨を電子メールで連絡する。

6 参加表明書・企画提案書の提出

(1) 提出期限

ア 参加表明書(様式第2号)のみ

令和4年8月19日(金) 17時15分まで【必着】

イ ア以外(企画提案書・見積書等)

令和4年8月29日(月) 17時15分まで【必着】

(2) 提出先

「9 書類提出及び問合せ先」に同じ。

(3) 提出方法

電子メールで提出すること。「(4)提出書類」のうち、イの提出があるものは別途郵送)

(4) 提出書類(アのみ8月19日(金)までに先行して提出すること)

ア 参加表明書(様式第2号) PDF形式

なお、令和3～令和5年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登載されている者以外の者が参加表明書を提出する場合、次の書類を添付すること。

(ア) 商業登記簿謄本(現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書)の写し

(イ) 印鑑証明書の写し

(ウ) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)の写し(直近1年分)

(エ) 市税の納税証明書 ※写し不可、三原市に納税義務がない場合は不要

(オ) 消費税及び地方消費税の納税証明書((その3)または(その3の3))の写し

※ 各種証明書は申請日以前3か月以内に証明されたものを提出すること。

イ 事業実績書(様式第3号) PDF形式

※ 協力会社による実績を提出する場合は、同一様式で別に作成し各1部提出すること。

ウ 企画提案書(任意様式) PDF形式

(ア) 提案書に示す内容において、仕様書に示す要件に合致しない事項があれば、それを明記の上、その理由や代替策について説明すること。記載の無い事項は、すべて要求要件に合致しているものとして判断するので承諾すること。

(イ) 特に関連する独自提案があれば、項目ごとに提案すること。(任意様式)

エ 見積書(任意様式) PDF形式

(ア) 見積書は、「初期費用」と「運用費用(1か月分×60月)」に項目を分けて記載し、積算内訳も可能な限り明記すること。

(イ) 見積書の金額は、10%の消費税及び地方消費税相当額を含んだ額とすること。

※ 契約は初回契約を令和5年度末まで、以降は単年度ごとの契約を想定するが、事業者選定に当たっては60月分の費用で評価する。

(5) 参加の辞退

参加表明書の提出後、参加を辞退する場合は、代表者等の記名押印による任意様式の書面で申し出ること。

7 選定方法

(1) 選定委員会の設置

企画提案の審査及び優先契約交渉事業者の選定のため、市職員で構成する選定委員会を設置する。

(2) 審査及び選定

選定委員会において、提出された企画提案書等の資料について別表の審査基準に基づき採点し、最も点数の高かった提出者を優先契約交渉事業者として選定する。

(3) ヒアリング

企画提案の内容確認及び審査のため、選定委員会において一部の提出者を対象にヒアリングを実施する。方法は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対面ではなくWeb会議サービス（Microsoft Teamsを想定）を利用して行う。

なお、企画提案書の提出者が5社を超える場合は、「事業実績書（様式第3号）」に記載の関連事業実績数を基準にヒアリング対象者を選定する場合がある。

※1 対象者には個別に連絡し、実施日時は調整する。

※2 ヒアリングは、1社につき30分（説明15分、質疑15分）以内を予定し、事前提出した企画提案書及び端末の操作デモ（事前収録映像の放映可）を用いて行うものとする。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 企画提案書に別紙「三原市公衆無線LAN環境整備事業仕様書（6 公衆無線LANシステム要件）」の各項目に対する提案の記載がない場合

イ 参加資格の要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ ヒアリング審査を正当な理由なく欠席した場合

カ 見積額が予定額を上回っている場合

(5) 選定結果の公表

選定結果は市ホームページに公表する。公表内容は優先契約交渉事業者名、全ての提出者の点数（優先契約交渉事業者以外はA社、B社、・・・と表示）とする。

8 その他

(1) 企画提案書の提出は1社につき1案とする。

(2) 提出書類は返却しない。また、提出後の差し替え並びに追加及び削除は認めない。

(3) 参加表明及び企画提案に要する経費は、提出者の負担とする。

(4) 企画提案書の著作権は、各提出者に帰属する。ただし、本市と契約締結に至った者が

作成した企画提案書については、市が本事業を市民及び議会等に説明する際に、その一部又は全部を無償で使用するものとする。

- (5) 提出書類については、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 18 条第 3 項第 3 号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成 17 年条例第 12 号）の規定に基づき公開する。

#### 9 書類提出及び問合せ先

三原市 デジタル化戦略監 デジタル化戦略課 デジタル化推進係

住所：〒723-8601 広島県三原市港町三丁目 5 番 1 号（本庁舎 8 階）

電話：0848-67-6195(直通) Fax：0848-64-4985

Eメール：joho@city.mihara.hiroshima.jp

## 別表

## 審査基準

項目	審査基準	様式	点数
事業者評価	関連事業の実績	事業実績書(様式第3号)	5点
仕様適合 ※別紙「三原市公衆無線LAN環境整備事業仕様書」	基本仕様を満たし、かつより良い提案か	任意様式	10点
	セキュリティ仕様を満たし、かつより良い提案か		10点
	構築仕様を満たし、かつより良い提案か		5点
	操作説明仕様を満たし、かつより良い提案か		5点
	運用要件を満たし、かつより良い提案か		5点
	保守要件を満たし、かつより良い提案か		10点
	納入物及び検査仕様は適切か		5点
希望要件	希望要件(別紙「三原市公衆無線LAN環境整備事業希望要件」)が実現可能か		50点
価格評価	見積金額(初期費用)		1点
	見積金額(運用費用)		4点
計			110点